

新湊地区における重点的撤去区域の設定等に関する公告

新湊地区における不法係留船対策に係る計画において、重点的撤去区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図書は、富山県土木部河川課及び高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月25日

富山県知事 石井 隆一

1 重点的撤去区域の範囲

| 河川名 | 範囲 |
|-----------|--|
| 二級河川 内川 | 一級河川庄川水系庄川と湊橋下流端、万葉線内川橋梁の区間（万葉線内川橋梁下を含まない） |
| 二級河川 新堀川 | 河口から白石大橋（北陸新幹線高架橋から下流16mにある橋）下流端まで |
| 二級河川 新鍛冶川 | 新堀川との合流点から新鍛冶川橋下流端まで |

2 設定時期

令和2年9月25日

3 河川管理者が執るべき措置

河川管理者が別に定める期限までに、不法係留船を適法に係留し、若しくは保管できる場所に自主的に移動させない場合又は不法設置栈橋等を除却し河川を原状に回復しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）その他関係法令に基づき河川管理者において強制的に撤去する。